

事 務 連 絡
令 和 3 年 6 月 3 日

都道府県
各 指定都市 ボランティア表彰担当者 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
ボランティア係長

令和3年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等の
候補者の推薦について

ボランティア活動の振興については、日頃よりご尽力いただき感謝申し上げます。
さて、本日、「令和3年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等の候補者の推薦について」（社援発0603第2号）が社会・援護局長から都道府県知事等宛て通知されたところですが、下記にご留意のうえ、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 被表彰等候補者の推薦について

被表彰等候補者の推薦に当たっては、「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状贈呈要綱」（以下「要綱」という。）及び記入要領等を参照のうえ、下記を作成すること。

①ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等審査表

②ボランティア被表彰等候補者推薦調書

③活動実績調書

（④その他参考となる資料）

※④は、被表彰等候補者の功績を具体的に示す観点で、必要に応じて作成・添付してください。

提出にあたっては、①を電子媒体でご提出ください。②～④の提出方法は、紙媒体、電子媒体のどちらでも構いません。

なお、被表彰等候補者のご検討の結果、今年度の推薦者がいなかった場合は、「推薦者なし」の旨、メールでご連絡ください。

2 被表彰等候補者の範囲について

要綱により、主たる活動が他の大臣表彰制度の対象とする分野は対象外とされており、次の分野はこれに当たりますので、ご注意ください。

○共同募金運動に関する奉仕活動

全国社会福祉大会における社会福祉事業功労者（共同募金運動奉仕功労者及び奉仕団体）に対する厚生労働大臣表彰制度の対象

○国立身体障害者更生援護施設における入所者に対する奉仕活動

国立身体障害者更生援護施設における入所者に奉仕する民間篤志家等に対する厚生労働大臣感謝状の贈呈制度の対象

○精神保健福祉事業に関するボランティア活動

精神保健福祉事業功労者厚生労働大臣表彰制度の対象

なお、障害者の自立更生のためのボランティア活動は、障害者自立更生等厚生労働大臣表彰の対象となりませんので、本表彰等の対象となります。

また、長きにわたり地道な活動を継続されているにも関わらずその功績が評価されないということのないよう、推薦に当たっては、幅広い関係機関・団体からの実情把握などについてご尽力くださいますようお願いいたします。

3 被表彰等候補者の推薦数について

要綱に定める候補者数を超えて推薦するに当たっては、今回の表彰でなければならないこと等の特段の事情が明記された理由書（様式自由）を作成し、添付してください。

4 活動年数等について

要綱により、一定期間の活動年数があることが要件とされていますが、その評価は、単に活動年数だけでなく、その間の活動頻度も勘案することとされています。

したがって、次のような者は表彰の対象とされませんので、推薦の際にはご注意ください。

（1）表彰

（ア）個人

○ 活動年数が 20 年以上の者であっても、活動頻度が原則月 1 日に足りない場合

○ 活動年数が 15 年以上 20 年未満の者であっても、活動頻度が原則週 1 日に足りない場合

（イ）グループ・団体等（ボランティア活動への支援を行っている者を除く。）

○ 活動年数が 20 年以上の者であっても、活動頻度が原則月 1 日に足りない場合

○ 活動年数が 15 年以上 20 年未満の者であっても、活動頻度が原則月 2 日に足りない場合

- 活動年数が10年以上15年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

(2) 感謝状

(ア) 個人

- 活動年数が10年以上の者であっても、活動頻度が原則月2日に足りない場合
- 活動年数が5年以上10年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

(イ) グループ・団体等（ボランティア活動への支援を行っている者を除く。）

- 活動年数が15年以上の者であっても、活動頻度が原則月1日に足りない場合
- 活動年数が10年以上15年未満の者であっても、活動頻度が原則月2日に足りない場合
- 活動年数が5年以上10年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

※活動頻度を下回る月や週が複数回あっても、総月数で割り戻して頻度を超える場合には推薦の対象となりますが、年ごとの差異が大きい場合には認められない場合もあるため、事前に照会ください。

5 令和2年度の活動実績の取扱いについて

要綱の「3 被表彰等候補者の選定基準」のうち、「引き続き現在も活動を行っている者」の取扱いについては、令和2年度のボランティア活動が新型コロナウイルス感染症の影響に伴い制限された状況にあったことを踏まえ、令和2年度の活動実績ではなく、新型コロナウイルスの感染が広まる前（具体的には令和元年度（平成31年度））の活動実績が要件を具備しており、かつ、現在は一時的に活動が制限されているものの新型コロナウイルス感染症の影響が終息すれば活動を再開する予定である者及びグループ・団体等を推薦すること。

なお、従来どおり令和2年度も一年を通して活動した者及びグループ・団体等については、従来どおり令和2年度の実績を含めて差し支えありません。

6 「活動実績調書」について

福祉に関するボランティア活動に対する評価を客観的に行うため、できる限り具体的に、かつ詳細に記入すること。

7 「表彰状」及び「感謝状」の伝達について

代表者につきましては、「令和3年度全国社会福祉大会」にて伝達する予定ですが、代表者以外につきましては、昨年度と同様に、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長に伝達を依頼することとしていますが、現下の状況を踏まえ本表彰等

の方法について検討中です。実施の詳細が確定し次第、改めてご案内します。

8 その他

- ・本表彰等の対象分野など、疑義のある場合は、予め下記担当者宛てに相談してください。

以上

【提出及び問合せ先】

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課 ボランティア係

太田・高橋（美）・高橋（陽）

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線2218）

FAX：03-3592-1459

E-mail：chiikifukusi@mhlw.go.jp